

生活保護をうけたくない理由－可視化プロジェクト－ 結果についてのステートメント

実施日時：2021年 2月15日、22日、3月2日

実施場所：新宿駅周辺 池袋駅周辺（2月15日）

実施方法：聞き取りアンケート/目標人数：50人/聞き取り人数：52人（2人はアンケート欄の聞き取りが行えなかったため集計は行っていません）/集計人数：50人

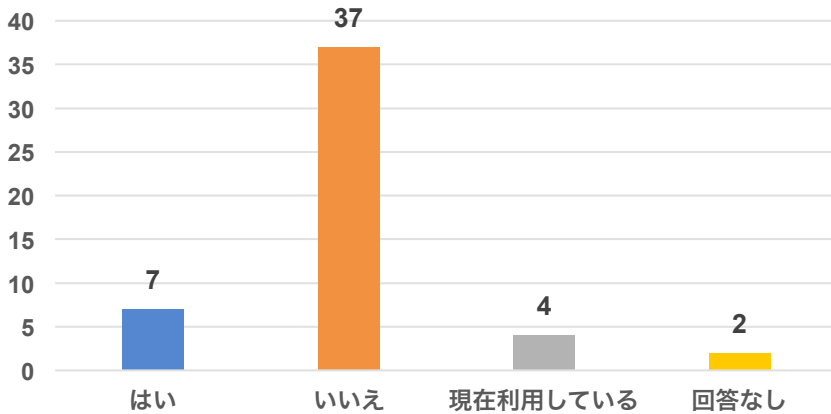
はじめに

路上で生活されている方は寒さや病気、怪我、時には暴力など危険と隣り合わせで、健康面でも、精神面でも大変な生活を強いられています。すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があり、路上で生活されている方々は生活保護の利用が必要な状態です。

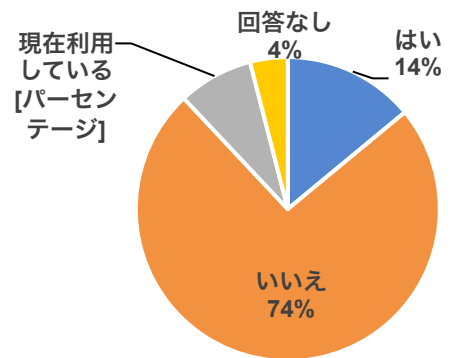
民主青年同盟は2008年から、月1回から2回、路上生活をされている方からお話を伺い、相談活動を行ってきました。しかし現状では、生活保護を利用することに抵抗を持つ人もいらっしゃいます。

今回お話を伺った方々のうち、50人中37人、およそ74%の方が生活保護を利用したくないと回答しました。

生活保護を利用しませんか

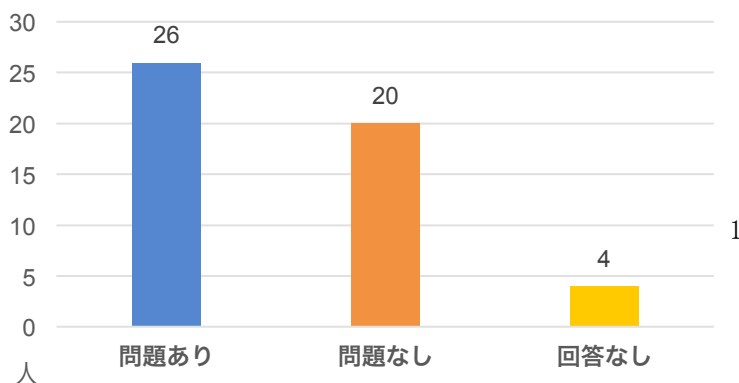


生活保護を利用しませんか

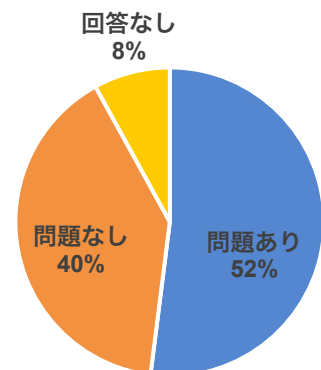


また、体調がすぐれない方が、50人中26人、およそ52%の人が体調に問題があると回答しました。

体調はどうですか



体調はどうですか



また、生活保護を利用したくないと回答した 37 人中、20 人、およそ 54%の人が体調に問題があると回答しました。

体調が悪く、路上生活から脱出する必要がある人が、生活保護の利用に抵抗を持ってしまうのはなぜか。民主青年同盟は、生活保護を利用しづらくしている要因を可視化するために、聞き取りアンケートを実施しました。

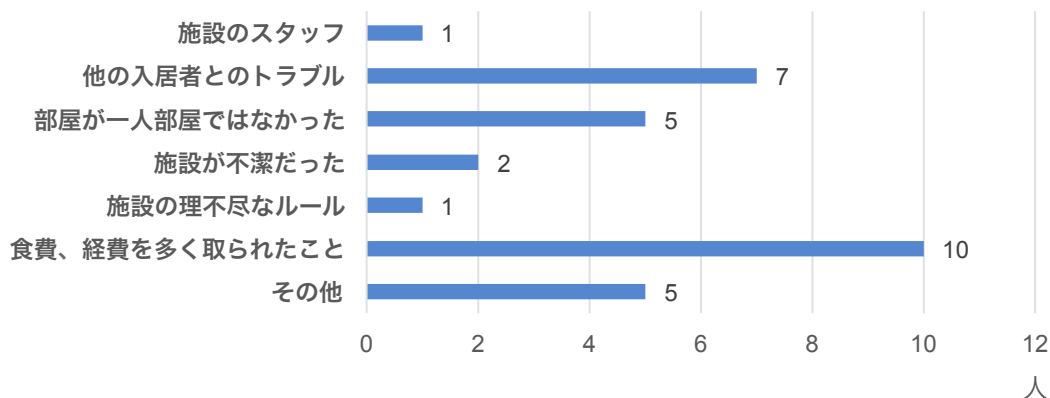
50 人からお話を伺い、一人一人が話していただいた事例、生活保護への思いをまとめ、議論した結果、以下の利用に抵抗を持つ理由が見えてきました。お一人お一人から寄せられた声とともに報告します。

1. 本来、心身の健康を守るために緊急に提供される場所であるシェルターが、心と体が安心して積極的に利用したいと思える場所ではない現状があります。またその根本には、都や自治体が責任をもって運営する公的のシェルターが少ないという問題があります。

住まいがない方が、生活保護を申請すると、多くの場合、無料定額宿泊所などの施設を紹介されます。今回聞き取りを行った結果、施設の問題が施設の問題で最も多かった意見は、施設で食費、経費を多く取られ生活保護費が手元にほとんど残らないというものでした。食事や施設環境が十分でない上に、施設費でほとんど生活保護費が残らないため、生活保護を利用しても意味がないとの意見もありました。

また次に多かった意見は、施設での他の入居者とのトラブルです。前から入居している人に、食器洗いや、掃除を強要される、複数人と同じ部屋で生活することへの負担、などの意見が挙げられました。

過去に生活保護を受け、施設に入居した際に、嫌だったことは何ですか。



(その他と答えた 5 人の回答)

- ・生活保護費を管理できないと決め付けられ預けなければならず、自分の意志で使うことが難しかった (50 代 東京出身の方)
- ・生活保護の額が少なすぎて家賃や光熱費でなくなってしまい生活費が足りなかった。 (72 歳 熊本出身の方)
- ・食事がひどい。賞味期限の切れたレトルトカレーなどだった (58 歳 沖縄出身の方)
- ・施設では朝と夕方に食事が出るが、足りない。腰が悪いので、板の間に布団を敷いて寝るのは辛い。 (67 歳 青森出身の方)
- ・自由が奪われる。 (69 歳 川崎出身の方)

施設問題について、次の 2 人のお話を紹介します。

北海道出身の T さんのお話。

「施設、ケースワーカーもひどかった。施設は 10 人部屋だった。寝る際には隣の人との距離が数センチもなかった。食事でも満足に出なかった。丼一杯でお代わりはなかった。土曜の朝は菓子パン、日曜の朝はカップラーメンだった。だけど施設費、食費を多く取られて最終的に 7000 円しか残らなかった。」

埼玉出身の U さんのお話。

「施設は 2 人部屋で 3 畳しかなかった。仕切りもないため、人間関係が悪くなった。一人部屋の時でも、隣の部屋の人と関係がよくなることは無かった。部屋代が高く、食事なしで 4700 円くらい。一人部屋だとその倍だった。どうせ役所が出す金だからと、業者がたくさん取っていってしまう。昔は手元に 4 万円残ったが、今は 2 万円しか残らない。」

生活保護を利用することに抵抗を持っている人、現在利用している人も施設でのトラブルを挙げていました。生活保護を利用することと、施設に入居し、集団生活ないしは、施設費、食費でほとんど手元に残らない状態がイコールで結びついてしまっている状況が存在しています。もちろん、良心的な支援団体の施設などもありますが、貧困ビジネスまがいの施設につながってしまう場合も少なくありません。

このことは、生活保護を拒み、危険と隣り合わせである路上での生活を選択せざる負えない背景なのではないかと考えます。

2. 生活保護額が少なく、アパートの家賃や、施設費でほとんどなくなってしまい、最低限の文化的な生活を送ることが困難である現状があります。これは前述の施設で食費、経費を多く取られ、手元に残るお金が僅かになってしまう問題とも関係しています。

受け取れる生活保護費が少ない問題について、次の 2 人のお話を紹介します。

熊本県出身（名前回答なし）の方のお話。

「過去に生活保護を利用したが、生活保護費が家賃、電気、ガス代でほとんどなくなってしまう。今の額では足りない。現在、13 万くらいだが、東京では家賃、電気、ガス代で全然残らない。家賃を別途 5, 6 万ほど欲しい。あくまでも自立を目指したい。人間性を認めてほしい。」

熊本県出身の Y さんのお話。

「現在生活保護を利用しているが、もらえる金額が少ない。食費、施設費を多く取られてしまうため、手元に残るお金が少ない。5 万くらい残るようになってほしい。」

熊本県出身の Y さんは簡易宿泊所に滞在しています。そこでは板の間に布団を敷いて寝るそうですが、腰を痛めているため負担が大きいと話していました。また、朝夜で 2 度食事が出ますが、足りないとも話していました。

生活保護額は、大都市部の主婦と子供二人、ひとり親（40 代）と子供二人、単身世帯、に対しては、2018 年の見直し前から段階的に減少しています。

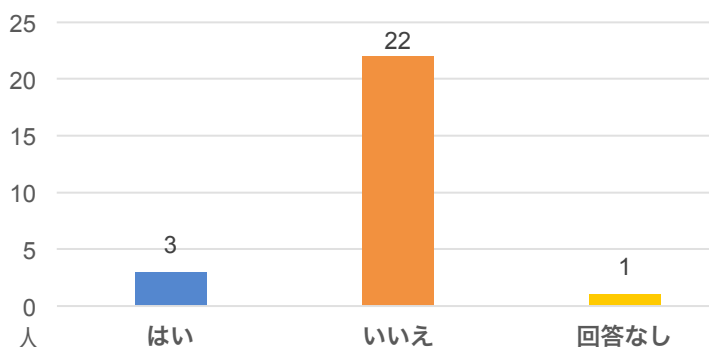
実際聞き取りを行うと、多くの方が、施設費や家賃、食費でほとんどなくなってしまう。手元に残るお金が少なすぎると話しています。この状況から、生活保護を利用しても意味がないと悲観的な意見もありました。

3. 生活保護を利用することに抵抗感を持つ要因の一つに、生活保護を権利としてとらえられず、心の中に利用することへのハードルを作ってしまう問題があります。生活保護を利用して

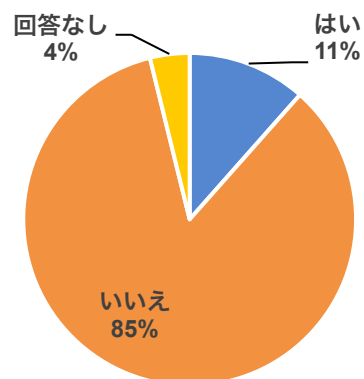
いる人や、利用することへのバッシングの問題も挙げられますが、行政、国が生活保護は国民の権利であると伝えられていない問題があります。

過去に生活保護を利用したことがない人の中で、85%が生活保護を利用したくないと回答しています。

生活保護を利用したいですか
(過去に生活保護を利用したことがない人)



生活保護を利用したいですか
(過去に生活保護を利用したことがない人)



過去に施設でのトラブルや生活保護費の問題などを実際には経験していない人の多くが、生活保護を利用することに抵抗を持っていることがわかりました。こうした背景には、生活保護を利用した知人から、施設での問題などを聞いてマイナスイメージを持っていることもあります。生活保護は権利であるという認識が十分に広がっていない、生活保護へのバッシングも大きな原因であると考えられます。また、「貧困は個人の責任である」などの自己責任論も生活保護の利用に抵抗を持つ原因であると考えます。

次の2人のお話を紹介します。

千葉県出身のNさんのお話。

「体調は悪い。胃が痛い。刺すような痛み。病院は保険証がないので行くことができない。路上生活は15年くらい。生活保護は様子を見て、生活保護はまだ大丈夫だから利用しない。国の税金だからできる限り自分で何とかしたい。今はお金がないのが大変。給付金の10万円も住所がないので受け取れなかった。」

熊本出身(名前回答なし)の方のお話。

「体調は悪い。膝が痛い。湿布があったらうれしい。歯がない、歯科治療を受けたい。生活保護は、今は考えていない。子供と会ったら決めたい。子供は2人いるけどずっと会えていない。生活保護は38年前に作業現場で腰を痛めて、通院する際に利用したことがある。腰がよくなったら、生活保護は利用しなくなった。自分よりも(状況が)悪い人に回してほしいから。」

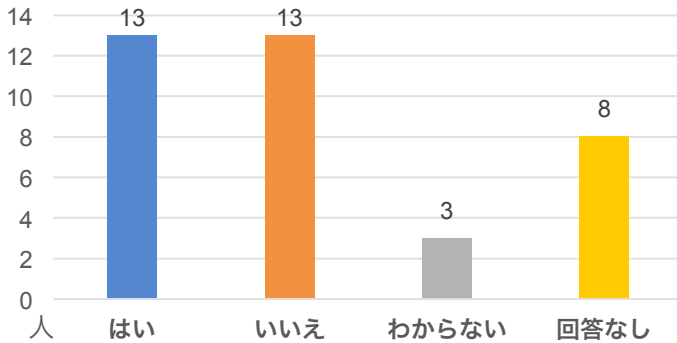
その他にも、生活保護を利用したくないと回答した方たちの中では、「税金だから使いたくない。」「多くの人が利用しているから自分は遠慮する。」「今はまだ大丈夫。」「人にお世話になりたくない。自分で何とかできる。」などの声が多くみられました。体調がよくない人も「まだ大丈夫だから、体調が悪くなったら考える」と話されていました。

また、「扶養照会」に関して、「家族に連絡が行くことは嫌だ」「家族に連絡が行くのは困る。連絡がいかないのであれば生活保護の利用も考えられる。」などの声がありました。

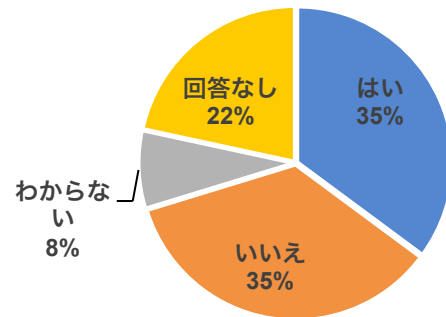
4、福祉事務所へ相談に行くことへの抵抗、行政への不信感などにより、困ったときに福祉事務所に相談しようと思えない現状があります。

生活保護を利用したくないと回答した人の 35%が福祉事務所に行くことに抵抗を持っていることがわかりました。

福祉事務所に行くのは嫌ですか
(生活保護を利用したくないと答えた人)



福祉事務所に行くのは嫌ですか
(生活保護を利用したくないと答えた人)



福祉事務所に抵抗を持っている人は、自分が受けた対応や、施設への入居につなげられてしまったこと、実際にあったことから発生したイメージなどが理由としてあります。事務所の対応に関しては、抵抗を持っていない人もいることから時代や、場所なども関係していると考えられます。

次の2人のお話を紹介します。

東京出身（名前回答なし）の方のお話。

「生活保護を利用したいけれど、役所は人がいっぱい、断られると聞いたことがある。以前生活保護を利用した際に、生活保護費から3万円ピンハネされる「貧困ビジネス」に引っかけられたことがある。」

Iさんのお話。

「福祉事務所は、利用する人も多いし、窓口の対応も悪い。生活保護は利用したことがない。利用したいと思って、病院で検査を受けて、書類をもらったので、窓口に行ったら書類を突き返された。再度病院に行ったが、結局生活保護を利用することは出来なかった。」

その他にも、「生活保護は利用したいけれど、役所は『アパートが見つかるまでは、2、3か月自力で頑張ってください』と言っていた。」「福祉事務所は自分の気持ちを理解してくれない。」「福祉事務所が、貧困ビジネスまがいの施設につないでしまうことが問題だと思う。」などの声もありました。

福祉事務所で働く方々は、毎日多くの業務に追われながら、心身共に想像以上の負担を受けていることと思います。聞き取りの中では、福祉事務所に行くことには抵抗がない、時々相談に行っているという声もあり、少数の職員で多くの相談に対応しなければいけない中、一人一人に真摯に向き合いたくてもかなわない職員の方もいらっしゃると思います。

しかし、聞き取りを行った結果、困っても福祉事務所に相談しようと思えない、抵抗を持っている人も多いことがわかりました。

5、居宅保護が原則である生活保護の支援体制が、原則から大きく逸脱した対応が常態化しています。公的シェルターが少なく、多くが民間任せであるため施設費、食費の負担が大きいことや、入居者同士のトラブルなどが生活保護の利用と結びついてしまう問題があります。

生活保護を申請しても、路上で生活されていた方、ご自宅がない方は、アパートなどを自力で探さなければいけません。このことは大きな負担になっていると考えられます。支援者さんの働きかけにより、アパートが見つかるまでの間、施設での集団生活ではなく、ホテルなどに滞在できる場合もあります。しかし、聞き取りを行った中で、生活保護を受けて、シェルターに入居し、狭い部屋に相部屋だったこと、食費、施設費を多く取られたなどのシェルターでのトラブルも多いことがわかりました。

また、シェルターへの入居が常態化してしまい、それが生活保護だという誤った認識が存在しています。このことは、生活保護の利用に抵抗を持つ明らかな要因です。

本来シェルターへの入居は、身体を休める、安全を確保する一時的なものであるはずですが。一時的なシェルターは必須だと考えますが、シェルターを出た後のアパートなど、一人一人が自分らしく過ごせる場所の確保も必要です。しかし現状では、行政機関がシェルターを出た後の住まいを探すことはありません。また、自己管理能力がないと決め付けられ、生活保護費を自身が使えなかった事例、長い期間施設での生活を余儀なくされた事例もあります。

これらのことは生活保護の原則である居宅保護から大きく外れたものであり、生活保護を利用することに抵抗を持つてしまう原因です。

憲法第 25 条には、「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とあります。施設も、施設を出た後の自宅の確保も、民間まかせ、個人の責任とするのではなく、行政が主として取り組むべきだと考えます。

以上の結果に基づき私たちは解決のためには以下の5つことが重要であると考え、要請します。

- ① 路上生活中の方々や、いわゆる「ネットカフェ難民」のみなさんにたいして、東京都が責任をもって、公共シェルターを用意すること。その際、医療スタッフ、カウンセラー、社会福祉士などを配置した個室のシェルターとすること。
- ② 一人一人が健康で文化的な生活を営むことを保障できるように、国に対して、生活保護費の増額を求めること。
- ③ 生活保護の審査の際に、申請者の家族、親族への扶養照会を本人の承諾なしに行うことをやめること。
- ④ 生活保護は権利であることを路上生活者の方々や、いわゆる「ネットカフェ難民」のみなさんにアウトリーチして伝えること。福祉事務所の窓口で相談を受ける前に、権利であることを知らせること。
- ⑤ シェルターの入居はあくまでも一時的なものであるとし、その期間に行政がアパート入居など、一人一人が安心して過ごせる場所の選択肢を提示し、支援すること。

以上